

2015年10月20日

宮城県環境生活部
食と暮らしの安全推進課 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ

住所 仙台市青葉区柏木1-2-45

フォレスト仙台5F

電話番号 022-276-5162

座長 野崎 和夫

(宮城県生活協同組合連合会 専務理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会専務理事 野崎和夫

特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット

副代表理事 若狭久美子

宮城県地域婦人団体連絡協議会会長 大友富子

宮城県消費者団体連絡協議会会長 熊谷睦子

みやぎ生活協同組合専務理事 大越健治

生活協同組合あいコープみやぎ理事長 小野瀬裕義

公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事

冬木 勝仁

食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)中間案への意見

県は、2011年3月に第2期基本計画を策定し、各種施策を推進してきましたが、計画期間中において、浅漬けや牛肉の生食による腸管出血性大腸菌による重篤な食中毒、レストラン等飲食店におけるメニュー表示問題、冷凍食品への農薬混入事件や食品の異物混入事件など県民の食品に対する信頼を揺るがす事例が全国的に相次いで発生しました。

4月1日より食品表示の新たな制度がスタートし、事業者は、消費者が食品を摂取する際の安全性確保や自主的かつ合理的な食品を選択する機会の確保に寄与するため、食品表示法を正しく理解し表示することが求められています。また、6月から商品販売が始まった「機能性表示食品」に関しても、消費者は表示に惑わされない目を持つ必要があります。

食品中の放射性物質に対する県民の不安の払拭にも、引き続き取り組む必要があります。

県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ「計画」になるよう、策定にあたって下記の事項を要望いたします。

記

1. 1-(1)-ハ-イ) 事業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進について

食品衛生法第50条第2項の改正により、管理運営基準にHACCP管理手法を選択できる規定が盛り込まれました。将来的には、HACCP管理手法は義務化されることが予想されることから、HACCPに関する研修会を多くの事業者に受講してもらえよう工夫してください。

2. 1-(2)-ハ-（ハ）食品表示に関する研修会等の実施について

平成27年4月に施行された食品表示の新たな制度について事業者だけでなく県民にも理解が広がるよう広報の方法に工夫が必要です。

3. 2-(1)-ロ-（ロ）関係団体等との連携・協働の推進について

地産地消・風評被害払拭の視点を入れ、農林水産物の理解の向上や消費・活用の拡大のため、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の取り組みを飲食店に理解・登録するよう進める一方、消費者に対しては「推進店」を積極的に利用するような広報の工夫をしてください。

4. 2-(1)-ハ-（イ）リスクコミュニケーションの充実について

(1) 食の安全安心のための情報共有には、情報の開示が重要になります。特に、風評被害と関連する放射性物質の検査体制、検査件数、検査結果を100%公表することが大切です。放射性物質の検査結果の公表は数値と合わせ、その結果の見方や数値の表す意味について理解できるように工夫が必要です。検査結果が公表されることで、基準値超過した食品の流通が阻止されていることを県民が理解できることが重要です。

(2) 食の安全安心セミナーの開催について、消費者、生産者、事業者、行政にとどまらず、学識経験者、保護者の関心の高い学校給食を扱う学校関係者等の多様な主体が参加し、自由な意見交換や質問等への回答ができる体制を整えるなど、参加者の不安の解消になるよう開催方法の検討や工夫を望みます。

5. 2-(2)-イ-（イ）県民が参加する消費者モニター制度の推進

消費者モニターについて、各年齢層（世代）のバランスに配慮する必要があります。

バランスのとれた年齢層とするために、特に若年層のモニターの取り込みが必要です。個人のみを対象だけでなく、団体登録や学生、子育て世代を取り込むために、参加しやすい企画の設定（平日以外の開催等）や直接出かけなくても参加できる形式（スマホ、パソコン等）のものを取り入れることなど制度の推進方法の改善をしてください。

以上